

ドイツ・シュタットベルケのエネルギー事業

-再公有化を中心に-

京都大学 中山琢夫先生

ドイツはヨーロッパの中でも極端に DSO の数が多い。DSO の役割はシステム運用者と市場の調整役の 2 点が主である。配電事業については地域独占が認められているが、その代わりに国の規制機関によって規制される。また原則としては法的分離、機能分離、会計分離していなければならない。ただし連系している需要家が 10 万人未満の場合、法的分離と機能分離が免除される。

1980～90 年代の電力自由化の流れの中でシュタットベルケは配電網を売却したり大手電力会社をパートナーとして受け入れたりといったことがあったが、20 年ごとのコンセッションの更改に従って配電網を再度公有化する動きが活発化した。2016 年までに現存するほとんどの配電網のコンセッションが更新される。旧東ドイツ地域ではほとんど新たな公社の設立は見られない。また新設された公社の自治体人口規模は 5 万人以下が多い。法人形態としては有限会社がほとんどとなっている。第三者の資本参加を認めており、強力な戦略的パートナーを得ることができる点、独自の法人格を有する点などが有限会社を選択する理由と見られる。設立の理由としては大手電力会社によるサービスの質に対する不満が代表的なものである。また東ドイツは東西統合の際に「電力和解」(1992 年)で国営化されていた都市公社の役割の返還が要求され、140 以上の公社がこのころに設立されている。

新設された公社の所有者を見てみると自治体同士での連携が最も多い。その理由としてはファイナンスの負担軽減や先進的なノウハウの吸収といったことが挙げられる。一方で資金参加を受け入れていないところも一定数あるが、こうしたところは大規模なエネルギー供給地域を抱えている、民営化以前は自前の公社を運営していた、などといった背景があるようだ。設立年で見ると 2008 年以降、継続的に増加する傾向にある。

再公有化が目指すところは「再エネとコジェネによる発電」「地域の配電網運営」「小売」「環境効率の高いエネルギーサービスの拡張」からなる地域付加価値創造のバリューチェーンの構築であろう。再公有化は単に配電網や導管を買い戻して運営するだけではない。